

(直接又は一次委託としてフロン回収業者へ引渡す場合に使用します。)

この行程管理票は、フロン回収・破壊法第19条の3及び第20条の2に基づき、以下の場合に使用します。

- A票 (記入者) 機器の所有者: 回収依頼書(写) 兼 委託確認書**
  - ・第一種特定製品を廃棄する場合、機器の所有者が、この書面にてフロン類の引き渡しを回収業者に依頼又は取次者に委託する場合に使用します。機器の所有者はこの書面を3年間保存します。
- C票 (記入者) 取次者: 委託確認書 兼 委託確認書(写)**
  - ・取次者が、フロン類の引き渡しを回収業者に依頼する場合に、委託確認書(写)として使用します。取次者はこの書面を3年間保存します。
- E票 (記入者) 回収業者: 委託確認書 兼 引取証明書**
  - ・回収業者が、フロン類の回収終了後に引取証明書として使用し、取次者へ交付します。取次者はこの書面を3年間保存します。
- E票(写) (記入者) 回収業者: 引取証明書**
  - ・フロン類の引き取りを依頼された回収業者が、フロン類の回収終了後に引取証明書(写)として機器の所有者へ送付します。機器の所有者はこの書面を3年間保存します。
- F票 (記入者) 回収業者: 引取証明書(写)**
  - ・回収業者は、引取証明書(F票(写))として、この書面を3年間保存します。また、回収業者は記録として帳簿の代わりに使用できます。その場合は、この書面を5年間保存します。

※1 B票、D票は使用しない為入っていません。

※2 この行程管理票は、整備・修理時にフロンを回収した際の回収業者の記録としても使用することができます。その際、機器所有者を「整備の発注者」、取次者を「整備者」と読み替えてください。「整備者」=「回収業者」であっても、「整備者」欄は記入します。

【行程管理票の流れ】

